

令和3年度山口県後期高齢者医療広域連合
受診勧奨モデル事業（生活習慣病予防、糖尿病性腎症重症化予防）業務
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度山口県後期高齢者医療広域連合受診勧奨モデル事業（生活習慣病予防、糖尿病性腎症重症化予防）業務

(2) 業務目的

山口県後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の重症化予防に資するため、適切な医療受診が必要な未受診者や受診中断者に対し、健診結果やレセプト等から重症化する確率や受診に関する行動特性を分析し、ソーシャルマーケティング技法、ナッジ理論等を用いた文書による受診勧奨モデル事業を実施する。

本事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における、後期高齢者保健事業と市町国保事業との円滑な接続に資するよう、山口県と連携しながら実施する。

2 業務内容等

(1) 業務内容

別紙仕様書参照

(2) 業務期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

(3) 概算予算額

35,530千円

（消費税及び地方消費税含む。

令和2年度分事業分析7,040千円、令和3年度分事業28,490千円）

ただし、この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意すること。

3 プロポーザルの担当課等

(1) 担当課の名称

プロポーザル実施に係ること 総務課総務係

業務内容や仕様書に係ること 業務課保健事業推進係

(2) 所在地及び連絡先

山口県後期高齢者医療広域連合

〒753-0072

山口県山口市大手町9-11 山口県自治会館4階

電話：083-921-7110

4 参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (2) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第62号）に基づく資格審査において、大分類「4 調査・研究」・小分類「1 調査・分析」に登録されている者（下記の6スケジュール中⑤提案書等提出期限までに登録される見込みの者も含む。）であること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証のいずれかを受けていること。このことを確認するため、入札業者はプライバシーマーク登録証等の写しを参加申込書提出時に提出すること。
- (4) 公告の日から提案書等提出期限日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 仕様書等の交付

公告の日から令和3年8月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までの間、上記3（2）の場所にて随時交付する。

なお、仕様書等はホームページ上にも掲載する。

6 スケジュール

項目	日程
① プロポーザル実施の公告	令和3年8月17日（火）
② 参加申込書の提出期限	令和3年8月24日（火）
③ 質問票の提出期限	令和3年8月27日（金）
④ 質問票に対する回答	令和3年8月31日（火）
⑤ 提案書等提出期限	令和3年9月2日（木）
⑥ 審査	令和3年9月9日（木）
⑦ 審査結果の通知	令和3年9月中旬

7 応募方法

(1) 提出物

参加申込書（様式第1号）、会社概要（様式第1号別添資料）、プライバシーマーク登録証等

(2) 提出期限

令和3年8月24日（火）午後5時必着

(3) 提出先

上記3（2）の場所

(4) 提出方法

持参、郵送、FAX又はメールによる。なお、郵送、FAX又はメールによる提出の場合は、送付・送信後に必ず電話で確認をすること。また、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

8 参加資格審査

応募した者に対し、「4 参加資格」の規定に基づく参加資格審査を実施する。当該審査の結果、参加資格を有するとされた者に限り、参加を認めるものとする。

なお、当該審査後、参加資格を有しないとされた者には別途通知する。

9 質問

上記8により参加を認められた者（以下「参加資格者」という。）に限り、質問の提出を認めるものとする。

(1) 提出物

質問票（様式第2号）

(2) 提出期限

令和3年8月27日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

メールによる。（送信後に必ず電話で確認をすること）

10 質問に対する回答

全ての参加資格者に対し、次のとおり行う。

(1) 回答日

令和3年8月31日（火）

(2) 回答方法

メールによる。

(3) その他

回答に対する再質問は受け付けない。

11 辞退

応募後に辞退する場合は、次により行うこと。

(1) 提出物

辞退届（様式第3号）

(2) 提出期限

令和3年9月2日（木）午後5時必着

(3) 提出先

上記3（2）の場所

(4) 提出方法

持参、郵送又はメールによる。なお、郵送又はメールの場合は、送付後に必ず電話で確認をすること。また、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

1.2 提案方法

参加資格者のうち、提案をしようとする者（以下「提案事業者」という。）は、次により行うこと。

(1) 基本事項

ア 山口県後期高齢者医療広域連合受診勧奨モデル事業（生活習慣病予防、糖尿病性腎症重症化予防）業務委託仕様書（以下「仕様書」という）に基づき、企画提案を行うこと。県内における感染症等の発生状況等に応じ、業務内容を一部変更する必要があることに留意し、変更した場合の対応についても記載すること。（変更内容は仕様書を参照）

イ A4判縦型横書き左綴じ両面50ページ以内（A4判片面で1ページと計算）とし、表紙と目次を除いた本文の各ページにはページ番号を付すとともに、(2)の提出物ア、イの冒頭にはインデックスを貼付し綴じること。必要に応じてA3判を使用することも可とするが、その際はA4判2ページとして計算すること。

ウ 表紙には表題（「山口県後期高齢者医療広域連合受診勧奨モデル事業（生活習慣病予防、糖尿病性腎症重症化予防）業務に関する提案書等」と社名を記載すること。

エ 抽象的・曖昧な表現をしないこと。また、提案には前提条件を付けないこと。

オ 専門的知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい提案とすること。

(2) 提出物

ア 企画提案書（様式任意）

イ 見積書（様式任意）

見積価格は消費税及び地方消費税相当額を含んだ価格とし、経費の算出根拠がわかるように詳細かつ具体的に記載すること。

県内における感染症等の発生状況等に応じ、業務内容を一部変更した場合の費用についても記載すること。（変更内容は仕様書を参照）

(3) 提出部数

10部

(4) 提出期限

令和3年9月2日(木)午後5時必着

(5) 提出先

上記3(2)の場所

(6) 提出方法

持参、郵送による。なお、郵送の場合は、送付後に必ず電話で確認をすること。また、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(7) 留意事項

ア 提案は1者1案とする。

イ 提出物は、返却しない。

ウ 提出物の修正、差替え、再提出は認めない。

エ 本件の提案に要する一切の費用は、提案事業者の負担とする。

オ 企画提案書に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属することとする。

なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案事業者が負うこととする。

1.3 取下

提案を取り下げる場合は、次により行うこと。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出物

取下願書(様式第4号)

(2) 提出期限

令和3年9月2日(木)午後5時必着

(3) 提出先

上記3(2)の場所

(4) 提出方法

持参、郵送による。なお、郵送の場合は、送付後に必ず電話で確認をすること。また、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

1.4 審査

上記1.2(2)の提出物に基づき、提案の内容について、次のとおりプレゼンテーション及び質疑応答(以下「プレゼン等」という。)を実施する。プレゼン等は、原則として、リモート形式(Zoom使用、非公開)とする。山口県後期高齢者医療広域連合プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、契約候補者を選定する。

(1) 実施日

令和3年9月9日(木)

※開始時間等詳細については、別途通知する。

(2) タイムスケジュール

参加者によるプレゼンテーション 20分以内

質疑応答 15分程度

(3) 審査手順等

- ・発表順は、企画提案書等が上記12(5)の提出先に提出(到着)した順とする。
- ・事前に提出した企画提案書等を用いて説明することとし、資料等の追加は認めない。
- ・プレゼン等への参加は3名までとする。

(4) 審査方法

審査委員会の委員が下記に従い評価を行う。

(5) 評価方法及び評価基準について

審査項目	配点	審査事項
業務執行体制	5	①業務を執行するための管理運営、組織体制が整っているか。
	5	②過去3年間の同種又は類似の実績があり、その内容から本事業の遂行能力が認められるか。
	5	③情報セキュリティを確保するための手段を有しているか。
専門性	5	④業務を担う専門的知識や技術を有しているか。
	5	⑤生活習慣病予防、糖尿病性腎症重症化予防に係る国の動向を踏まえ、山口県の現状、課題を理解しているか。
	5	⑥広域連合の取組状況を踏まえて構築した内容であるか。
事業の実施方針	15	⑦提案内容が優れており、実現可能なスケジュールが適切に組み込まれているか。
	15	⑧調査分析について、受診勧奨対象者の抽出、優先順位付け等に係る内容・手法が適切で、実現性が高いか。
	15	⑨受診勧奨について、勧奨効果を高めるための工夫が提案されているか。
	15	⑩事業効果の分析について、医療費適正化効果が可視化され、勧奨後のフォローアップに資する内容になっているか。
経費	10	⑪経費の見積は予算の範囲内で、積算根拠は適正な算出方法となっているか。
計	100	

- ・審査委員が各審査事項について5段階で評価する。
- ・合計点が最も高い事業者を委託候補者として選定する。
- ・審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点

とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

- ・応募者が1者の場合、最低基準点を満たす者については、当該提案者を委託候補者とする。
- ・同点の場合は、提出された見積書の見積価格（消費税及び地方消費税含む）により判断する。

（3）審査結果の通知

ア 審査結果は、提案事業者全員に対して、令和3年9月中旬に郵送による文書で通知する。

イ 審査結果に対する異議申し立て及び質問は受け付けない。

ウ 審査時点で次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（ア）提出物等に虚偽の記載があった場合

（イ）審査の公平性に重大な影響を与える行為があったと認められる場合

（ウ）その他本実施要領に違反する場合

（エ）提出された見積書の見積価格（消費税及び地方消費税含む）が、上記2（3）で定める概算予算額を超える場合

15 契約

（1）合計点数が最も高い提案事業者を契約候補者とし協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

（2）契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次に合計点数が高い提案事業者を新たに契約候補者とし協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

（3）選定は提案内容をそのまま了承するものではなく、内容の一部について修正や変更を依頼する場合があることに留意すること。